令和５年度
岐阜県ＰＴＡ見舞金給付会について

1　岐阜県PTA見舞金給付会とは（詳細は、令和5年度版手引に）

ＰＴＡが主催・共催する活動中に、偶然かつ急激かつ外来的に起きた傷害等（交通事故・疾病・非常及び自然災害は除く）に対して、「お見舞い金」を給付するために設立されています。

＊「岐阜県ＰＴＡ見舞金給付規程」に基づいて給付します。

＊保険金ではなく、「お見舞い金」として給付しているものです。

2　給付のための負担金は徴収していません

（1）国の法律改変（保険業法の改正）により、平成２０年度から、負担金を集めることができなくなりましたので、それまでに蓄積されていた「責任準備金」から給付しています。

＊見舞金給付のための「負担金」はいただいていません。「責任準備金」は減る一方ですので、「負担金を求める新たな対応（法人化等）が必要となってきます。この件については、特別委員会である「対応検討委員会」で検討することになっています。

（2）会員の皆様からの会費１４０円の一部（およそ３５円相当）を賠償責任保険料、審査会運営費、人件費、その他事務経費に充てさせていただいています。

3　損害賠償責任保険に加入しています

（1）委託保険会社に保険料として、会費から約１００万円を支払っています。
（2）対象は、対人・対物・借用物です。
（3）委託保険会社の保険約款に基づいて、保険金が支払われます。
（4）単位ＰＴＡには、「借用物については自己負担額が生じます」が、「対人・対物については、自己負担額は生じません。」

4　その他

（1）見舞金の給付対象は、通院（入院を含む）２日以上です。事故発生から１８０日以内の期間おける通院９０日・入院１８０日を限度として給付しています。
（2）自動車運転中の事故に対しては、見舞金の給付はありません。ご留意願います。
（3）ＰＴＡ活動中に災害（傷害事故・賠償事故）が発生した場合、ご遠慮なく見舞金給付会事務局へお問い合わせください。

見舞金給付会事務局　☎:058-262-3257　FAX:058-262-3259　E-mail:info@gifu-pta.jp

※　詳しくは「岐阜県PTA連合会」のHP（www.gifu-pta.jp　QR コードから閲覧）をご覧ください。必要な報告書や申請書等もダウンロードできます。